大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則

平成26年６月24日

規則第142号

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（大阪市客引き行為等適正化指導員）

第３条　条例第６条第２項、第11条第２項及び第12条第１項の職員として大阪市客引き行為等適正化指導員（以下「指導員」という。）を置く。

２　指導員は、本市職員のうちから市長が命ずる。

（大阪市客引き行為等適正化指導員証）

第４条　条例第６条第３項、第11条第３項及び第12条第２項の証明書の様式は、第１号様式のとおりとする。

（禁止区域における客引き行為等の禁止の適用除外）

第５条　条例第10条第２項の市規則で定める場合は、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地の境界線から１メートル（当該土地又は建物の敷地に接している禁止区域の部分の幅員が４メートル未満の場合にあっては、当該幅員の４分の１の距離）までの範囲の禁止区域内の場所において客引き行為等（次の各号のいずれかに該当する行為を除く。）をし、又はさせる場合とする。

(1)　拒絶の意思を示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為

(2)　客引きをし、又は役務に従事するよう特定の人を勧誘する行為を行うために、他人の進路に立ちふさがり、通行人に追随し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる行為

（勧告書の記載事項）

第６条　条例第11条第５項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　勧告を受けるものの氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)　勧告の内容

(3)　勧告をする理由

(4)　勧告を受けるものが行った禁止行為に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地

（命令書の記載事項）

第７条　前条の規定は、条例第11条第８項の命令書の記載事項に準用する。

（物件の提出等の要求等）

第８条　条例第12条第１項の規定による書類その他の物件の提出又は提示の要求は、所定の物件提出等要求書又は口頭により行うものとする。

２　市長は、条例第12条第１項の規定により書類その他の物件の提出を受けたときは、当該物件を提出したものに対し、所定の物件提出書を交付するものとする。

３　市長は、条例第12条第１項の規定により書類その他の物件を提出したものに対し、当該物件を還付したときは、当該物件を提出したものに対し、所定の還付書を交付するものとする。

（命令に従わない場合の公表等）

第９条　条例第13条第１項又は第２項の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うほか、大阪市公報への掲載その他広く市民に周知できる方法により行うものとする。

２　条例第13条第３項の規定による公表の理由の通知は、所定の公表理由等通知書により行うものとする。

３　条例第13条第３項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

４　条例第13条第３項の規定による意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（弁明の機会の付与）

第10条　市長は、条例第16条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべきものに対し、あらかじめ、所定の告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

２　前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

（過料の処分の通知）

第11条　市長は、条例第16条の規定により過料の処分を行う場合には、その名あて人に対し、第２号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。

（施行の細目）

第12条　この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年９月30日規則第186号）

この規則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成28年３月25日規則第12号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年５月26日規則第108号）

この規則は、平成29年６月１日から施行する。

　　附　則（令和元年５月31日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

　　附　則（令和３年３月31日規則第50号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

所　属

氏　名

上記の者は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第６条第２項及び第11条第２項の規定による質問、同条例第12条第１項の規定による立入調査等その他客引き行為等の適正化に関する事務に従事する職員であることを証明する。

　 年　 月　 日発行 大阪市長

写真

印

大阪市客引き行為等適正化指導員証

第　　号

備考　寸法は、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

第２号様式（第11条関係）（Ａ４）

　 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

過料処分決定通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 |  |
| 住所又は主たる事務所の所在地 |  |
| 連絡先 | 自宅・勤務先・携帯電話　　（　　　　　）　　　　　　　― |

 大阪市長　　　　　　　　　　　　印

　　あなたは、次のとおり大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（以下「条例」と

いう。）の規定に違反しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　　　時 | 　　年　　　月　　　日　　　　　時　　　分頃　　 |
| 場　　　　所 | 大阪市　　　　　区　　　　　　　　　　　　　付近 |
| 内　　　　容 | □　条例第10条に違反する行為を行い、条例第11条第４項の規定による勧告に従わなかったため、同条第６項の規定に基づき、　　　　年　月　日付けで直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□　条例第16条第１項の規定による過料の処分を受けた後において、条例第10条に違反する行為を行ったため、条例第11条第７項の規定に基づき、　　　　年　　月　　日付けで直ちに当該行為を中止するよう命じたが、中止しなかった。□　条例第12条第１項の規定による書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は虚偽の物件の提出若しくは提示をした。□　条例第12条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した。□　条例第12条第１項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした。 |

　条例第16条第　項の規定により、金　　　　円の過料に処することを決定しましたので、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則第11条の規定により通知します。

納入通知書によりお支払いください。

注

（担当）

　　　〒 ― 　大阪市　　　　区　　　　丁目　　　番　　　号

　　　　　　　　　 　大阪市　　　　局　　　　　電話：　　―　　　　―

備考　注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。